

雜 錄

●鐵筋混凝土造船業

米國の鐵材不足に伴ふ新現象

日本にさへ本年中の利益が一億圓に達せんとする造船所あるに至れる勢なれば如何に船が建造さるゝも尙減茶減茶に不足する現狀なり船材としての鋼鐵が不足するに及び盛んに木造船の建造を企つる者あるに至れるも已むを得ざるの趨勢と謂ふ可し桑港の一造船所は此頃長さ三百三十呎、ビーム四十四呎、深さ三十一呎、四千五百噸の鐵筋コンクリート商船建造の

▲計畫を公表せり 商船需要の急激なる爲め材料と方法の許す限りを造船に利用せんとせる結果たる事勿論なるか抑も鐵筋混凝土船の建造は必ずしも今日に創まれるにはあらず余は歴史家にあらざる故鐵筋混凝土造船の歴史的事實を羅列する事をなさゝる可しと雖も稍古く建造せられて今日尙實用に供せらるゝ活きたる例證を舉ぐれば千八百四十九年佛蘭西に於て建造せる一混凝土製ボートは六十八年後の今日尙安全に就役せりと倫敦タイムスは報ぜり更に他の一例を舉ぐれば北大西洋沿岸貿易用の一スクーナー船は一千八百九十八年鐵筋混凝土にて建造せられ約二十年後の今日

日々の航海を續け居り又五百噸の一舢舨はチエサピーク灣に於て浚渫船に炭水を給し土砂を運び去るか爲めに

▲六年間使用 せられ使用者はペンキを塗替ゆる必要も無く維持費は少く腐朽の虞はなく貝蝨か船底に附着する事も少くて甚だ始末宜しと云ひ居れり丁度之と似たる事實はウエルランド運河の鐵筋混凝土製舢舨船長さ八十呎ビーム二十四呎深さ七呎混凝土壁の厚さ二吋半の構造なるか千九百十年以來無事に就役しつゝあり其他パナマ運河にても千九百十年以來此種鐵筋混凝土舢舨船を用ゐ居れり從來此種鐵筋混凝土船に對する非難の主なる一つは此種の船舶は舢舨位か關の山にて航洋の目的等には到底使用し難しと云ふに在りしが事實は最も雄辯に其誤謬なる事を證明し行くが故に敢て之を

▲理論的に説破 するの要なきに似たり例へば諸威のモスルに於てエム、ニコライ、フオグナー氏はシドヴァランガーなる一鑛山會社の注文に應じ大洋を航行して鐵鑛輸出石炭輸入の任に當らしむ可き排水量三千噸の一鐵筋コンクリート船を建造中にて本年中には進水の運びに至る可く帆走汽力共に自在なる事他の材料を以てせると同く此造船所を實見せる某専門家をして造船術上の新紀元を劃するものと賞揚せしむるに至れり又本年の初め諸威の首都クリスチニアに碇泊せしモス建造の一船舶は肋骨材か鋼鐵なるを除けば他は全部鐵筋混凝土なりき斯くして鐵筋混凝土船は漸次

▲斯業者の注目　を惹き瑞典の海軍大臣にして同國最大の船主たるブロストロム氏はモスに赴ける時四人の専門技術家を作ひて前記造船工場を訪ひ仔細に觀察を遂げたる結果直に數千噸の排水量を有する鐵筋混凝土船を注文せりと傳へらる確聞する所に依ればモスの鐵筋混凝土造船所は更に二隻の新造船を竣成し今や四千噸の新船建造に着手し更に五隻の造船契約を了せりと云ふ船腹不足は渾圓球上津々浦浦に響き渡る問題なり、さらぬだに不足勝なる船舶はウーポートの活躍跳梁と共に更に幾倍か其聲を大ならしめたる也此際鐵筋混凝土船の問題は豈一考の價值無しとせんや殊に鐵及び木材に比し比較的容易に材料を調達し得る點は刻下焦眉の急に應ずるに當りて一大長所と稱す可きなり。(七月二十八日中外)

●米國鐵禁出と我製鐵能力

米國の鐵材輸出禁止問題により最も打撃を蒙るべきは我國也時局以來著しく騰貴せし鐵材は更に之が爲めに奔騰して折角興隆に向ひたる造船業及諸工業の發達を阻害すること尠少ならず一般建築機械器具等に要すへき

▲鐵材の禁出　は一時是等工業發達を阻害するに止まるものとして假りに之を忍ふへしとするも造船材料に至つては我國の生産頗る僅少にして眞に一部分を充足するに過ぎざるを以て之か禁出より受くる影響は重大なり戰前十五萬噸乃至二十萬噸内外にありし造船能力が本年度の如きは一躍

九十萬噸の多きに及び之に要する鐵材も亦四十萬噸を超え其大部分を米國に仰ぎつゝある状態なれば此場合用材の禁出せらるゝに於ては我國造船業は茲に一頓挫を來さん一方我國製鐵事業の現状を見るに八幡製鐵所が漸く年額四十五萬噸の生産能力を具備するに至りし外民間諸會社は生産規模狹少にて

▲年額十萬噸　を製出するものなく二十有餘の諸會社を一括するも尙八幡製鐵所生産額の三分の一に達せざる有様なり然れとも製鐵事業に對しては官民共に其興起を熱望して止まず既に製鐵獎勵法の制定もありて事業の促進を見んとし時局以來鐵材の需要激増せると世界的船腹不足による供給不足との爲め鐵物市場か未曾有の好況を呈して其發達を刺激したる等の關係上兎も角も戰前三十萬噸内外にありし生産額は本年度に於て約六十四萬噸の生産を見んとする迄に増進せり今著名なる二十九個所の製鐵所及十五個の特殊鐵並に砂鐵製造所に就て調査せし大正三年

▲以降の生産額　を示せば左の如し(單位噸)

	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年豫定
銑　鐵	二九六、三三	三三、五八	三九、四七	五、〇七一
鋼材及鋼製品	三、五、四三	三、〇、〇四	三、六、三六	五、九、九〇
鑄　鋼　品	七、七〇	一、六、三四	四、六、九	五、八、五五
特殊鋼及砂鐵	三、三三	三、三三	三、八七	一、七、四七

即ち各種鐵材共戰前に倍加し大正六年に入りてよりは増加率最も甚たしさを示したるか尙最近に至りて既に操業を

開始し又は開始せんとする者には大阪製鋼會社（五噸平爐一基）日本鑄鋼所大阪工場（三噸轉爐一基）同東京工場（三噸轉爐一基）日本電氣製鐵所（二噸及五噸電氣爐各一基）電氣製鐵所（二噸電氣爐二基）三木製鐵株式會社（五噸熔鑄爐一基）等あるにより鐵材の製産額は、大正七年度に於ては更に増加すべく之に加ふるに近來

▲電氣製鐵事業 の漸次勃興するあり電氣爐は普通火爐に比して生産能率大なるを以て増加率も亦著しきものあらんとす是等は頗る喜ふへしとするも一方我國に於ける需要はより以上に増大し、輸入額の激増せるにも拘らず尙不足を訴へ市價は日々昂騰する有様にて鐵物需要の限度は現在に於ては測定する能はざるものとせられつゝあり今之を最近の輸入額及我國の生産額によりて概算する時は供給額約二百萬噸に達し而かも其内百三十萬噸乃至百四十萬噸は今尙外國就中最も多く米國に之を仰きつゝある次第なれば今回の禁出は我造船業に取りて非常なる打撃なると同時に今後我國が眞に自給自足の域に達する迄には尙多くの日子を要す可しと也。

●内地製鐵概況

製鐵業獎勵法は過般特別議會を通過し其施行勅令案等關係法規は目下法制局に於て審議中なるか該法の規定に據り諸稅免除の詮議に上る可き工場及大正五年生産額等大體左の如くなる可し。（單位佛噸）

▲田中鑛山株式會社釜石製鐵所 生産高（銑鐵四三、三一七、鋼塊二

三、〇七四、鋼材二二、二九〇）

▲株式會社日本製鋼所 生産高（鋼塊五〇、六七〇、鋼鑄物一、八〇〇、鋼鍛造物二九、五九〇）

▲北海道製鐵株式會社 生産高（銑鐵二九、六〇四）

▲日本鋼管株式會社 生産高（鋼塊三二、六一三、鋼管一〇、一八〇、條綱一四、二〇〇）

猶同法の目的は一工場年額生産高五千二百五十佛噸以上の製鐵製鋼事業に對して獎勵免稅を爲す者にして目下計畫中なるは支那桃冲鑛山探鑛假契約を終れる東洋製鐵株式會社にして其他に於ても計畫ありと云ふも未だ具體的には發表せられず因に大正五年に於て千佛噸以上の年額生産高ありしものは左の如し。（單位佛噸）

▲仙人製鐵所（岩手縣） 生産高（銑鐵三、七九六）

▲栗木製鐵所（岩手縣） 生産高（銑鐵二、八五八）

▲住友鑄鋼所（大阪市） 生産高（鑄鋼品二、四二三、鋼塊一、九四一、鋼片三五三）

▲日東製鋼株式會社（東京市） 生産高（鋼塊一、一〇〇、鋼製品、五五〇）

▲東京鋼材株式會社（東京市） 生産高（鋼塊一、二〇〇、鋼材一、五〇〇）

▲藤田組廣田製鋼所 生産高（銑鐵、一〇〇〇、合金鐵二、一五〇、合金鋼五〇〇）

▲中國製鐵株式會社大暮工場 生産高（銑鐵二、一五〇）

▲安來製鋼所（島根縣） 生産高（銑鐵一、二〇〇、鋼鐵五〇〇、煉鐵五〇〇、特種鋼三〇〇）

▲米子製鋼所（島根縣） 生産高（銑鐵一、四六〇、鋼塊一、一五〇、特種鋼七

(二三)

▲近藤喜兵衛氏根雨工場(島根縣) 生産高(銑鐵一、三五〇、煉鐵八五〇)

●獎勵法實施準備

製鐵業獎勵法は來る九月一日より

之が實施を爲すべく農商務省に於ては鋭意攻究中なるか該法の適用を受くべき會社は現在に於ては約十七八ヶ所に於て來る十八日頃より専門技師二名を一組として三組に分ち各會社の設備及能力に就き細密なる調査をなす筈なり其結果幾分の増加を見るも二十二三ヶ所を出てさるへしと。

●製鐵業獎勵法

第三十九回帝國議會の協賛を経たる製鐵業獎勵法は七月二十四日付同二十五日の官報を以て公布されたり全文左の如し

法律第二十七號

製鐵業獎勵法

第一條 一ノ場所ニ於テ一年三萬五千佛噸以上ノ製銑能力又ハ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

前項ノ規定ニ依リ他人ノ土地ヲ收用又ハ使用シ得ヘキ製鐵事業ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 一ノ場所ニ於テ一年五千二百五十佛噸以上ノ製銑能力又ハ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム者

ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間其ノ場所ニ於ケル事業ニ付營業稅及業務ヨリ生スル所得ニ對スル所得稅ヲ免除ス

前項ノ規定ニ依リ營業稅及所得稅ノ免除ヲ受クヘキ製鐵事業ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 一ノ場所ニ於テ一年五千二百五十佛噸以上ノ製銑能力又ハ製鋼能力ヲ増加スル設備ヲ爲シタルトキハ能力増加ノ年及其翌年ヨリ十年間其ノ増如シタル能力ニ付前條ノ規定ヲ準用ス

第四條 前二條ノ規定ニ於テ五千二百五十佛噸トアルハ低磷銑鐵製造事業ニ付テハ二千五百佛噸トス
前項低磷銑鐵ノ標準成分ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 農商務大臣ノ認可ヲ受ケタル計畫ニ基キ命令ノ定ムル期間内ニ製鐵能力ノ設備又ハ其ノ能力増加ノ設備ヲ完成スルトキハ其ノ完成ノ年ヲ以テ第二條ノ開業ノ年又ハ第三條ノ能力増加ノ年ト看做ス

前項ノ規定ニ依ル設備完成前其ノ設備ニ依リ事業ヲ營ム場合ニ於テモ其ノ能力ニ付營業稅及所得稅ヲ免除ス但シ前項ノ期間内ニ設備ヲ完成セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 製鐵ノ事業ヲ繼續スル者又ハ其ノ事業ヲ繼續スルモノト認ムヘキ事實アル者ハ前事業者カ本法ニ依ル營業稅及所得稅免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ繼承ス

第七條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準スヘキモノハ本法ニ依リ營業稅及所得稅ヲ免除セラレタル製鐵事業者ニ對シ其ノ免除セラレタル部分ニ相當スル資本金額、從業者、營業用ノ工作物若ハ物件、使用動力又ハ收入ヲ標準トシテ課稅スルコトヲ得ス但シ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノニシテ特別ノ事情ニ基キ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

附 則

第八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 本法施行ノ際現ニ製鐵事業ヲ營ム者本法施行後三年內ニ一ノ場所ニ於テ第二條ノ能力ヲ有スル設備ヲ爲スニ至リタル場合ニ於テ開業ノ年ノ翌年ヨリ十年ヲ經過セサルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ殘期間第二條ノ規定ヲ準用ス

第十條 本法施行前ヨリ一ノ場所ニ於テ第二條ノ能力ヲ有スル設備ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム者其ノ開業ノ年ノ翌年又ハ第三條ノ能力ヲ増加スル設備ヲ爲シタル年ノ翌年ヨリ本法施行ノ日迄二十年ヲ經過セサルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ殘期間第二條又ハ第三條ノ規定ヲ準用ス

第十一條 第四條及第五條ノ規定ハ前二條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ準用ス

第十二條 第一條ノ能力ヲ有スル製鐵事業ノ設備又ハ一ノ場所ニ於テ一年三萬五千佛噸以上ノ製銑能力若ハ製鋼能

力ヲ増加スル設備ヲ爲ス爲必要ナル器具、機械其ノ他ノ材料ヲ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ十年間勅令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス本法施行ノ際現ニ製鐵事業ヲ營ム者本法施行後三年內ニ一ノ場所ニ於テ一年三萬五千佛噸以上ノ製銑能力又ハ製鋼能力ヲ有スルニ至ル爲必要ナル設備ヲ爲ス場合亦同シ

●淺野造船所板鐵製造計畫 神奈川縣鶴見なる淺

野造船所に於ては大規模の厚板工場を設置する計畫にて造船所隣接の海面を埋立て此處に建設する筈にして之れ迄八幡製鐵所に在りて製板科長たりし荒牧竹吉氏を聘し目下準備中なり。

●日本鋼管工場増設 日本鋼管會社にては豫て細管工場建築中なるか之に要する機械は既に一部分到着せるものもありて工場は本年中に竣工し明年より操業を開始す可しと其外平爐二十五噸爐貳基増設工事は着々進行し原鐵工場は竣工に近づきつゝありと云ふ。

●東鐵設計概要 東洋製鐵會社の設計豫算は二千七百萬圓にして其内海外輸入を要する機械類及設備材料輸入稅免除額百五十萬圓を控除せる殘額二千五百五十萬圓は工事の第一年度に其四分の一同第二年度に二分の一同第三年度に四分の一を支出すへき豫定なるか設計の概要左の如しと。

▲製鐵工場(八百萬圓) 本工場は製鋼事業の基礎となる

へき銑鐵年額十七萬噸を製出する目的を以て之を設計し
蒸風送風機を使用する二百五十噸鎔鑛爐二基と之に要す
る副産物捕集式骸炭爐並に是等に附屬せる諸裝置を築造
するものとす。

▲製鋼工場豫算(四百五十萬圓) 本工場は六十噸平爐三
基及之に附帶せる瓦斯發生爐、原料置場、鑄塊場等を設
け塊鐵年額約十萬噸を製出し以て製品七萬五千噸の資料
に供するを得せしむるものとす。

▲製品工場豫算(七百萬圓) 本工場は八幡製鐵所に於け
る第二期擴張工事の各ロール工場と同一形式のものを少
しく強大となし中に中板工場を加へたるものにして製品
年額當分七萬五千噸を製出する目的を以て聯續式ロール
機を設備し分塊ロール機を除く總てのロール工場は電動
機を以て之を運轉するものとす。

▲雜工場豫算(八百萬圓) 製品作業上間接に必要な諸
設備建物一件。

●日本鋼鐵會社

先般來辰巳工學博士を創立委員長
とし村井貞雄、關谷兵助、宇佐川中將、磯部前鑛山局長等
の發起及賛成により創立中の日本鋼鐵株式會社は事務所を
日本橋區小網町一の一に設け出雲石見地方の優秀なる砂鐵
を原料とし技術家としては米子製鋼所の技師長たりし平岡
氏を招聘し資本金一百萬圓を以て銑鐵及高級鋼の製造に従
事する筈なりと。

●富士製鋼發起人會

富士製鋼會社創立發起人會は
七日精養軒にて開會し出席者二十四名星野錫氏座長となり
種々協議の末久米良作氏の指名にて左記創立委員九名を選
定し委員長には星野氏を推し株式申込は發起人及賛成人に
て殆ど滿株の状況にある故一般より募集するか否か其他株
式の割當方法等創立事務は一切創立委員に一任する事とな
りしも大抵は一般募集せずに持株を決定し第一回に直に十
二圓五十錢を拂込み會社創立を取急ぐ由。

△創立委員 渡邊勝三郎、若尾璋八、星野錫(委員長)藤
井茂太(以上東京)原眞一、渡邊福三郎、佐藤政五郎、(大
阪)田村新吉、豊田銀次郎(神戸)

●大阪鐵板善後講究

大阪鐵板會社は海外に注文せ
る原料鐵の到着せざる爲め曩に休業するの已むなきに至り
しか其後に至り注文品弗々輸入され目下の所にては鐵板製
造機械三臺の内一臺の運轉を行ひつゝありて差向き困難を
感するか如き事はなかるへきも愈々米國よりの鐵材輸入を
見ざるに於ては何等か他に適當の方法を講せざるへからさ
るを以て同社にては内々善後策を講究中なりと。

●帝國鑄物創立總會

帝國鑄物株式會社は七月二十
一日若松石炭商組合事務所樓上にて創立總會を開けり先づ
發起人より創立事務の経過を報告したる後、定款を議了し
役員の選舉に移り取締役社長に松本健次郎氏、専務取締役
に堀富太郎氏、取締役に松本松藏、門野重九郎、松川駒次

郎、渡邊嘉一博士、長谷川正五博士の五氏を監査役に岸本吉右衛門、大貝潜太郎、柳川精四郎の三氏を相談役として早川宇吉氏を選任せり。

技師長として磯井亥太郎氏同社創立の計畫と同時に就任し總て現業方面の設計を爲し、動力は今秋より九水若松營業所より三百五十キロの配電を受け操業開始の計畫なるか製品は製鐵所用鑄型或は造船用材鐵鑄物等なりと。

●東京製綱と製鋼

東京製綱會社は、大正四年九月定款を變更して新に鋼索の原材たる線材及鑄鋼の製造及販賣事業を追加し乃ち先づ府下南葛飾郡大島町に製鋼所を起し鑄鋼研究と共に専ら鑄鋼、鍛鋼の作業を開始し更に小倉工場に線材製作の設備を進行中なりしか時局の推移と線材の急需は大島工場の研究を待つを許さず新に有力なる技術上の後援を得て急速小倉工場の線材製造設備を完成すると共に此か基礎たる鑄、鍛鋼の設備をも併せ完ふするに決し既に工事着々進捗し且つ米國に注文したるロールミル九月中到着の確報に接したる爲め最初大島工場を設けたる目的の一半は爰に不用に歸したると加ふると鑄、鍛鋼事業のみを專業とするには更に多大の資本を投し規模を擴大するを以て得策とすとの理由に依り今般右大島製鋼所の設備全部を同所の經濟より分離する爲左の甲乙二案を立て來る三十日午後二時より臨時株主總會を開き甲乙何れか選擇決議を求むる由なり。

(甲議案)

一、大島製鋼所の事業及財産を權利義務と共に現投資額を以て新會社に引渡す事

一、新會社の株式は全部製綱株主に分配する事

一、新會社の資本金を六百萬圓(十二萬株)として第一回拂込を一株に付二十五圓(總額三百萬圓)とする事

(乙議案)

一、大島製鋼所の事業及財産を權利義務と共に現投資額に對し相當の利益を收めて希望者に賣渡す事

●三菱の製鐵供給

三菱經營の朝鮮兼二浦の製鐵所は事業着々進捗し本年十二月中には長崎造船所に向け銑鐵の輸送開始さるゝ筈にて來年七八月頃より同造船所にては之を以て製鋼するの準備中なるか兼二浦の製鐵施設完成の曉には一箇年約十萬噸の鐵材を得へく此内五萬噸を一般の需要に供し五萬噸を自己の造船材料に充つる豫定にて之に依り約十五萬噸の船舶を建造し得るのみならず他に屑鐵利用の途もあるを以て假令外國の鐵材輸出禁止あるも何等の影響無く長崎造船所としては兼二浦製鐵所に依り全く自給の途を得る次第なりと。

●川崎鐵自給策

八月十日迄の製品にして十五日積出しを最終とする米國輸出鐵材は果して幾何を我國に仕向け得たるか未だ確實なる數量判明せざるも其の來月末日着荷後に至つては更に痛切に解禁運動の必要を感すべく差當

り之か自給策を講せざるへからざる次第なるか川崎造船所にては昨年十二月より既に今日あるへきを察知し兵庫に製鐵工場を開設したる結果現在の儘にても中型汽船の建造材料は之を自給し得るに至りたれと斯くて足るへきにあらざれば更に工場の建増しを行ひ葺合埋立地も二箇月後に於て竣成すへきに依り之を其の擴張に充て以て大型汽船の建造に要するもの一切を自給すへき計畫あり而して之か製鐵原料は可なり豊富に所有し居れりと。

●日本銑鐵計畫

守谷吾平氏を創立委員長とし外發

起人山田武、高柳錠太郎、大塚榮吉、高山長幸、伊澤良立、南波禮吉、中根虎四郎、松尾寛三、加藤定吉、柴田清之助諸氏の顔觸にて計畫中の資本金一百五十萬圓の日本銑鐵株式會社は株式三萬株の内一萬五千株は東京製綱會社にて引受け同社重役山田昌邦、赤松範一、戸村理順の三氏は發起人に加はり株式の全部發起人賛成人にて引受け確定し本月三十日迄に第一回拂込十二圓五十錢を徴收し來月中旬迄に會社を成立せしむへき豫定なりと尙八幡製鐵所に於ても製鐵業は時局に對する國家の急要事業なれば此種會社の創立を歓迎し其の施設に付き種々の便宜を與へらるゝ由にて晝夜兼行にて工事の速成を計り五ヶ月の後には製品を見る豫定なりと。

●米鐵材輸出特許訓令

鐵材の輸出特許に關し本

月二日大統領は商務長官に對し左の要領の訓令を發せる旨

發表せらる、鋼鐵船積取締規則左の如し(外務省發表)

第一、聯合諸國に對する凡ての船積は更に別段の訓令ある迄何等留保又は制限なく自由に特許を與へらるへし但し鐵板鋼板銑鐵鋼屑及びスチールビレットを除く是等の物に對して當該物品が事實戰爭の目的に供せらるるか若くは右に直接貢獻すへき物なる場合に限り特許を與ふへし

第二、鐵板、鋼板、ストラクチュラルシェープ及び其他其項目中に含まるゝ諸品の船積に對しては左記の條件により特許を與へらる。

(イ)右特許の申請八月十日又は同日前に在華盛頓商務省輸出特許部に送達するを要す(ロ)右申請の貨物は八月十日又は同日前に製造済の物ならざる可らず(ハ)右特許は船積が八月十五日又は同日以前の日附を有する鐵道又は船舶の積荷證券に含まるゝ場合に限り有效なることを指す。

●米國鐵禁輸善後策

今回の米國鐵材禁止は獨り我

造船界の大打撃のみならず我國家の重大問題なり依つて貿易業者の關係團體を始め各地商業會議所に於ても舉つて米國政府に對し強硬なる特許交渉方を我政府當局に陳情運動を開始すへき形勢なり而して政府に於ては先般該問題の起りし當初之れが善後策に就き關係各省熟議の結果目下渡米の途にある石井特派大使をして充分交渉せしむることゝし

特に逓信省管船局監理課長宮崎氏及び同省井上技師を同行せしめたる次第なるか米國政府か今回の如き措置に出てたるは其裏面に種々なる事情の伏在し居るを以て我政府よりの交渉に對し如何なる程度迄容諾するや今俄に推斷し難きも容易に樂觀を許さすと云ふ。

●米鐵禁輸陳情 大阪商業會議所は米國に於ける鐵類輸出禁止の我國に及ぼす影響至大なるに鑑み當業者の意見を代表して先月二十七日總會の決議に依り左の意見開申書を總理、外務、農商務の各大臣に提出したりと。

北米合衆國は七月九日附布告を以て同月十五日以後（スチール、ピレット）（シツププレート）（ストラクチュアル、シエープ）銑鐵、屑鐵等各種鐵材并に十數種の物品の輸出に對し總て特許を要する旨發表したり思ふに右の制限は其の措置の如何に依りては米國よりの輸入を甚しく阻碍し就中本邦の造船、製鐵其他の産業に對し甚大なる打撃を加ふるものあり。

時局以來英國より我國に對する鐵材の輸入は殆んど杜絶し造船材料の大部分は主として米國の供給を俟ちつゝある今日に於て我國の保有高は僅に十萬噸内外に過ぎず而して船舶の急造を要すること實に切なるものあり然るに該禁輸の布告中聲明する所に依れば米國は陸海軍の建設に要する材料の供給を確實ならしめんか爲め之か實行をなすに至れりと而して世上傳ふる所の同國に於ける國防

上の造船計畫は實に大々的のものなれば我國に對する鐵材の輸入は今後或は杜絶するに至る虞なきを保せず素より政府當局に於ても此間の事情を明察せられ米國に對し既に交渉せられつゝあるが如しと雖も事頗る重大にして我國の造船、製鐵其他の産業の休戚に關するのみならず現在并に將來に於ける我國造船の速否如何は聯合與國間の通商貿易に多大の影響を來たすものなれば此等の事情を深く米國に徹底せしむると共に聯合與國間の情誼を顧慮せしめ此際少くとも鐵材の先約物は勿論今後の輸入に對しても出來得る限り特許し輸出の制限を緩和せしめられんことを望む。

●米國の鐵材輸出禁止が齎す影響 我國て使ふ鐵材の本家本元米國か輸出禁止を企てた、今の處既入鐵材が在るから立所に困つて居るわけではないか將來に對する豫測は實に寒心に堪へない、そこで全國の關係業者たる造船會社や船渠會社や製鐵會社等二十一社か相謀つて米國鐵材輸出解禁期成同盟會なるものを組織し十三日午前十時から

▲實行委員の 一人なる工學博士進經太氏の八重洲町事務所に九人の實行委員相寄つて實行方法を協議した、委員の一人神戸鈴木商店の長崎英造氏は語る『金錢上の利害關係から言つても既に日本から米國へ注文した鐵材か全部で四十萬噸になつて居るか之を船舶に造り上げると百二十五萬

噸になる、即ち一億五千萬圓の材料で之れを仕上げると少くも八億五千萬圓になるのだ、さすれば禁輸の爲め忽ち▲七億圓と云ふ不利益を生ずることになる、米國の禁輸が實行を續けるとなると我國の鐵業界に一大恐慌の時代が来る事は最も明白で從來一年半もかゝる船が三四ヶ月で竣成するか如き現在の我造船業の發達状態も仇となつて數萬人の造船職工も忽ち路頭に迷ふこととなり關係工業界の職工に及んたら失業者は百萬ではさくまい、一大社會問題が起さる譯だ。

▲又現在我國から海外へ貸付けて居る船は十五六萬噸で賣却數も却々多い、先づ二十五萬噸以上の船が日本から出て聯合國のお役に立つて居るのでもあるし、米國が何百萬噸からの新造船計畫を立てたとその生産能力から見ると既成契約の四十萬噸位の鐵材を寄こす位は何等の苦痛でもなからうと思ふ、夫にも拘らず米國が殆ど無理と思へる禁輸出とは

▲全く現在の日本造船業界の位置を了解して居ないものとも思ふて吾等はその誠意が那邊に在るかを知らぬのに苦しむ次第である、自分等は此の大問題に對して誠心誠意努力し適當の解決を見やうとして居るのである。

●米國鐵材輸出の件

遞信省管理局にては各造船所に就き調査したる所によれば造船鐵材の内地現在高及び約定高は四十二萬一千五百噸にして（プレート二八八、〇〇

〇噸、形鋼一二四、〇〇〇噸、ボイラープレート五、二〇〇噸、鋼棒四、二〇〇噸）其中内地現在高は約十萬噸なれば約定品にして未着の分は約三十三萬噸を算す而して内地造船高は百九十艘九十八萬六千三百十七噸（認許を受けたるもの百十一艘五十四萬四千五百八十噸出願中のもの七十九艘四十四萬一千七百三十七噸）なるが爲め船舶一噸の建造に要する鐵材を〇、三五噸とする時は造船豫定高九十八萬六千三百十七噸に對して三十四萬五千二百十噸の鐵材を要するが故に内地現在高を十萬噸とせば二十四萬五千二百十噸の不足を生じ約定品が悉く滞りなく輸入せらるゝ場合に於て初めて七萬六千九百九十噸餘る勘定なり然るに今回の米國鐵材禁止法令によれば米國は先づ自國の消費を引去り若し剩餘あれば協商國に對し輸出すべしとの事なるも外電の報する所にては今日米國は十八箇月乃至二十四箇月間に鋼鐵船二百五十萬噸を建造せんか爲め官設造船所設置の計畫あり其他木造船百二十一萬八千噸及び鋼鐵船六十四萬二千八百噸建造の請負契約既に成立せりとの事にて剩餘少かるべく輸出解禁は困難なるべしと云ふ。

●米鐵解禁期成同盟

米國の鐵材輸出禁止令に關し過日神戸において鐵輸入業、造船業、船舶業者等二十六會社代表者會合して極力解禁の目的を貫徹せんとし鈴木商店、三菱、川崎、大阪鐵工所、淺野各造船所、日本汽船、山下汽船、勝田商會、三井物産の八會社を委員に舉げ善後

策を委員に一任したるが右委員は其後再三會合協議したる結果米國政府に對して解禁交渉方を請願し且禁輸の爲に我國の蒙るべき影響を具陳するため右代表者は十日午後相携へて上京したり今委員等の本問題に就て語る處によれば

去る五月神戸鈴木商店紐育出張員より米國は鐵禁輸令を發布し日本への輸出をも禁ぜんとするものゝ如くなれば發布前に當り日本政府より米國政府に對し交渉し禁輸令斷行に至らざる様盡力されたしとの入電ありたるより同商店は直に帝國政府に向け陳情する處ありしが放府より交渉の結果效を奏せしものにや其後間もなく紐育出張員より該問題は心配せし程のこともなく解決せしものゝ如しとの入電ありしより稍安心し居たるに其後六月二三日頃再び入電あり日本への輸出は未だ何等制限を設けざるも日本向けの鐵材は鐵道において種々なる口實を設け輸送に應ぜず隨つて禁輸と殆ど變らざる狀態にありとのこととなりしかは又復政府に陳情交渉方を依頼せしが六月十五日に至り愈々禁輸令を實施し既約品と雖も八月十日に製造を終り同十五日に米國を積み出したる以外の物は輸出を禁ずる法令を發布すべしと入電ありたるより直に政府に請願する處ありしも遂に今日の如く禁輸令を發布するに至りたるものにして米國の聲明せる禁輸の理由は

一、米國は軍事上船腹の大需要に迫り居れるに鐵の輸出を禁止せざれば鐵の輸送のみにて大なる船腹を需要す

れば軍事上故障を生すべければ此際鐵の輸出を禁ぜは之れに要せる船腹は自然軍事的方面に使用し得へし

二、船腹補充のため米國政府は今後一箇年間に三百萬噸の船舶を急造することゝなれるに之れを輸出する時は造船計畫に蹉跌を來す虞あると

三、日本に輸出する鐵の數量は米國の一箇年製產高三千餘萬噸に對し僅かに四十五萬噸内外に過ぎず極めて少數なるに日本の買物は他國に比し非常に高値にして之れかため米國製鐵全部に對する市價に影響するを以て日本への輸出を禁し市價の調節をなすへし

四、中立國を通して敵國に供給さるゝ虞あること

以上の如き理由の下に禁輸を斷行せる如きも是全く米國の誤解に基けるものにして

一、鐵の輸出を禁ずるとも從來之れに要したる船腹は他に利用さるゝことなし开は從來鐵の輸出に對し米國船を仕立てゝ輸出せしことなく他國の船舶か食料品又は他の物品を米國に輸送し復航に鐵を積載して輸出せるのみ

二、米國か三百萬噸の船舶を急造すればとて同產額三千萬噸に對し僅に四十五萬噸内外を日本に輸出すればとて造船計畫に蹉跌を來す如きことなし

三、日本の買注文によりて市價を高むる如きは極めて淺薄なる見解にて少數の需要のため大製產の市價を高む

る如きことは斷してなし

四、中立國を通して敵國に供給の虞あるなどは日本現下の狀勢を知らは全く杞憂に過ぎること

加之日本は戦争以來聯合國に對し多數の船腹を供給せるのみならず今日建造せる船舶の多數は聯合國に賣却し聯合國の軍事上に多大の貢獻をなせるに今日鐵の輸出を禁し日本の造船力を休止せしむる如き聯合國の武器を減する次第にて米國自ら自縛自縛の破目に陥るへし而も之かため日本の受くる打撃は那邊迄及ぶや測るべからず折角勃興せる造船業は材料なきため全く休止の運命に陥り延いて多數職工は業を失ふことなるへければ我國工業は元より船舶、經濟界に與ふる影響甚た大なれば是非共日本に對する禁輸は解かるべき様米國政府に交渉方を請願する等なるが此の問題は從來屢々起りたる諸種の禁輸とは餘程趣を異にし我國工業の死活問題たるへければ國論を喚起し極力解禁の目的を貫徹すべしと。

●對米鐵解禁協議

造船船渠鐵工業者の新に組織したる米國鐵材輸出禁止解除期成同盟會は既報の如く本問題に關し十一日午後五時より中央亭に於て第一回の協議を開會したり出席者

石川島造船所、浦賀船渠、淺野造船所、橫濱鐵工所、三井物産、大倉組、高田商會、米井商會、松昌洋行、内田商事會社、川崎造船所、三菱合資、鈴木商店、山下汽船、久原鐵業、宇都宮回漕店、増田商店、茂木合名、橫須賀鐵工所、東洋汽船、大阪商船、日本郵船、湯淺商店、大阪鐵工所

の各代表者二十四名にて先づ座長に町田豐千代氏（浦賀船渠）を推薦し當日出京せる西川莊三氏（久原鐵業）以下九名の神戸側代表者より出京後直に首相、遞相、農相、内相及外務省通商局長等を歴訪して米鐵禁輸に依る關西當業者の窮狀を陳情したる顛末を報告し次に金子直吉氏（鈴木商店）は曩に米國に於ける製鐵業者の解禁に對する意嚮を調査せし事實なりとて米國製鐵業者は米國政府の禁令に對しては固より反對の意見を有するにあらざるも日本に對し特に解禁するには何れも敢て反對の意嚮を有するものにあらざる模様なりと述へ尙同氏の私見として政府當局に陳情の趣旨并に將來期成同盟會の運動方法等を説き右に對し種々意見を交換したる結果所志の貫徹を期する爲實行委員を選定する事と決し座長より

三井物産、三菱合資、淺野造船所、鈴木商店、橫濱船渠、橫濱鐵工所、石川島造船所、浦賀船渠

を指名して散會したるか右實行委員は今後隨時會合を重ねて運動方法の講究并に其實行に努むる手筈なりと。

●米鐵解禁實行委員會

米國鐵材輸出解禁期成同盟會實行委員は十三日午前十時より丸の内進經太博士事務所に集會進（橫濱鐵工）町田（浦賀船渠）長崎（鈴木商店）羽野（三菱）等委員全部出席運動實行方針に付き協議の結果

（一）各大臣を歴訪陳情を爲す事

（二）商業會議所を介して米國政府に陳情する事

(三)駐日米國商務官及領事に陳情する事

(四)日米協會、平和協會、造船協會等に依頼して應分の聲援を乞ふ事

等を決議し十一時委員數名米國大使館に代理大使を訪問の上左の主旨の陳情書を提出したり。

▼陳情書

(前略)此度米國に於て突然鋼鐵輸出を禁止せられたるに因りて誠に憂慮に堪へざる事態を惹起したる事を非常に遺憾とするものに有之候我等は閣下が此困難なる局に深き同情を寄せられ満足なる解決を來たすやう御盡力を賜はらんことを切に希望致候

報ぜらるゝ所に依れば米國に於て發布せられたる新規則は鐵、鋼板、銑鐵鋼片及び「スチールピレット」に海外輸出を許可せらるべき場合は單に該材料が實際の戰爭用に供せらるゝか或は之に直接貢獻する所あるべきものに限られ猶爾餘成約品に對しても八月十日迄に米國政府に願書を提出し同日迄に出來上りたる物品にのみ特許を與へられ而して同月十五日迄に積荷證券發行を爲さざれば特許の効力を失ふと云ふ斯の如き窮屈なる制限は事實我國の船舶、家屋、橋梁の建造其の他の用途に必要な材料を絕對に外國より供給を斷たるゝ事に相成隨て此等事業並に此に關聯附隨する諸工業の閉鎖數十萬職工の解僱を餘儀なくするに至るべく我が最も親しき友國の一なる米國に於ける政策の此急變は我等に物質上の大打撃を與ふるのみならず惹いて社會的動亂の原因となり文明の進歩を阻害するに至らんことを恐るゝ所に御座候此度の新規則御施行の結果我國の各階級を通じて至大の影響を被むるべき前陳の如くなる上材料缺乏の爲我國造船業者が事業中止の已むなきに至らんか今日迄に既に建造に着手し又は着手せんとしつつある船舶中には聯合國の用に供せらるべく約定のなれるものもあり又今後に於て賣渡し若くは貸渡さるべきものもあるべきを以て此等聯合國の輸送力を増進すべき機會を挫折する事となるは明らかなる事實に有之候之と同時に若し斯の如く造船停止の爲内國の船舶にも不足を感ずるに至らば現在聯合國の用に供しつゝある船舶も勢ひ本國に引上げざるを得ざる結果となり

爲に此鐵材輸出禁止が聯合國の上にも至大の惡影響を來さん事殆んど疑ふべからず候之れに反して鐵材の供給を自由にして日本の造船界をして十分に其の能力を發揮せしめんには惹いて聯合國の利益となり其の輸送力を増進して戰局を有利ならしむべきこと賢明なる閣下の諒とせらるゝ所なるべしと存候

閣下或は事實上聯合國の使用に供せらるゝものは相當の證明を具し特許を出願せば可なり米國は決して右の事情の判明せるものに迄輸出を禁ずるの意にあらずと仰せらるゝやも知れず候固より吾等は現に爲し得る限り相當の證明を提出するの勞を取りつゝあるも唯奈何せん現時日本に於ける新造船の賣買並に備船の取引状態は極めて複雑にして造船工事着手前より既に其所有權又は賃貸權が轉々賣買せられて結局聯合國の用に供せらるゝ例多く是等の場合は造船業者と新造船歸屬者とは勢ひ沒交渉の地位に立ち造船業者が急速に米國政府の満足せらるゝが如き必要の證明書を提出することは甚だ困難なるものも少なからざる事情有之候

退て案ずるに方今聯合國の海運界は全く共通的にして現に日本に於ける新造船中の船舶の大部分は竣工と共に聯合國に引渡しつゝあるの状態なり假に吾等の新造船中進水後直に聯合國の用に供せらるゝことなきものありとするも其結果が前陳の如く日本と他の聯合國との一般海運界に貢獻することと爲るは争ふべからざるものに有之吾等は實に吾等の手に依りて一隻の新造船を得ば聯合國の戰鬪力に一隻の力を増すことを信じ此の信念の下に造船に従事しつゝあるものに外ならず候吾等は閣下が亦必ずや夙に這般大局に着眼せらるゝ所あるを信じて疑はず候

我等は信ず人道の爲に光榮ある歴史を有し世界文明の進歩に心身を委ねらるゝ尊敬すべき貴國民及び名譽ある貴政府は前陳の事情を顧念せられ少くとも米國製鐵所と我等同業者の間に既に契約済となれる物品に對しては從來通り無條件輸出を特認し我等に満足と與へられんことを我等は閣下の御盡力を信頼致候茲に重ねて閣下に誠意尊敬を表し候

●解禁請願書提出

米鐵輸出解禁期成同盟會委員た

る淺野造船(鈴木氏)川崎造船(野津氏)三井物産(太田氏)横濱鐵工(進氏)三菱造船(羽野氏)鈴木造船(長崎氏)石川島造

船(渡邊氏)浦賀船渠(松田氏)横濱船渠(今岡氏)の九氏は十三日總理、外務、内務、農商務、逓信各大臣を訪問し左記請願書を提出し同時に米鐵輸出解禁期成同盟會の名を以て駐米佐藤大使及び目下渡米中の石井特使に宛て左の意味の電報を發したり。

米國の鐵輸出禁止は我國產業界の大打撃にして造船事業の中止は固より數十萬職工の解傭ともなり社會的大動搖を來す虞れあり又與國の輸送力をも減するに至る聯合國の爲深憂に堪へず既約品の解禁だけにても御盡力を願ふ

請願書

目下本邦造船材料の唯一の供給國たる米國政府に於て鐵材の輸出禁止を斷行せられ材料供給の途杜絶する事に相成此儘推移仕候は結局我造船業は勿論其他之に關聯附隨する諸工業は一大危機に瀕し可申と被存候而して我帝國海運界は内外輸出入貨物の激増に因り甚しく船舶の不足を告げ加ふるに聯合國より傭船又は買船の商談頻到し各造船業者は全力を擧げて新船の建造に熱中し一面内地に於ける船舶の缺乏を補充し他面聯合國の急需に應せんとするも尙及はす船價は益々暴騰し底止する所なきの狀態に御座候其主因は申す迄もなく帝國造船噸數の不足に在るを以つて此際多々益々造船主要材料たる鐵材を輸入し造船能力の擴大を圖り

△新造船舶を増加し切々たる内外の需要に應ずるを得は一は以つて帝國の利益を増進し一は以つて聯合國に對し直接間接に偉大なる後援と相成可申儀と確信仕候若し夫れ米國鐵材輸出禁止を拱手看望せんか勢の迫る所遂に現時聯合國政府及其國民に貸與せる二十餘萬噸の帝國船舶並に激増しつゝある大西洋航行の船舶に一大調節を加ふるに至るなきやを衷心憂慮罷在候想ふに今米國より輸入せんとする鐵材は自然の結果として聯合國の利益に貢獻する疑ふへからざる儀と確信仕候間少くとも既に

△賣約契約濟の分は聯合國の直接軍用に貢獻する船舶の材料と御認定相成其旨御證明被成下度候尤も是等の材料中には其用途か米國の禁令に照して劃然と其特許條件に適合せざる所ありとするも我此均しく聯合國の間柄にして一噸にても我に船舶を増加すれば即ちそれ丈け

△協商國の輸送力の強大を加ふべく現に昨今進水する新造船の過半は聯合國に賣渡しつゝある狀態なれば此の點に就き帝國政府の十分なる御説明に依り米國政府の諒解を得て無事既約品の積出を全うし得る様至急御盡力あらんことを只管奉懇願候

●米鐵禁輸の結果

米鐵材輸出禁止に就き之が解禁に努力せる米國鐵材輸出禁止解輸同盟會にては十六日午後五時より芝烏森の湖月に於て今岡博士其の會を代表し左の如く意見を發表せり。

敵國潜水艇は益々暴威を逞うし近來其撃沈船數は不明なるも毎月四十萬噸内外に上れりと推測し得べき情報あり然るに聯合國側の造船力是一年三百萬噸以上に達せしむること困難なり爲に聯合國側の食糧、軍隊及軍需品の輸送上容易ならざる危機に瀕せるが如し是れ曩に米國が大々的船舶急造の議を決し其の結果鐵材輸出禁止を斷行するに至れるものにて共同の敵を壓服し最終の勝利を收むる爲には米國政府として事の爰に出づるは蓋し已むを得ざる次第なるべしされど之を現時世界の造船業に徴するに果して所期の船腹を一層増加し得るや否やは大に考量すべき問題なり殊に我造船業並に之に關聯する一般鐵工業に對しては實に一大危機にして其の經濟界に及ぼす恐慌は勿論我一般社會に幾多の不安を感ぜしめ影響の及ぶ所寒心に堪へざるものあり今簡單に其重要な點を列舉せば左の如し

一、我造船業は萎縮して全然無能力の状態に陥ること米鐵の輸入杜絶せば我造船業者が本邦に於て取得し得る商船材料は年額僅に三萬餘噸に過ぎず而かも之れ船舶用品のみにして汽鐵用材料は今日未だ俄に我國に産出せざるを以て結果我船舶は一隻の増加をも爲す能はざる状態に陥るべく折角全力を擧げて發達の機運に際會せる我造船所も在荷品の消化と共に全然閉鎖するの已むなきに至るべし國家的事業たる斯業の萎縮は單に之に従事するもの、パンの問題のみならず實に國家の存亡に關する一大事件なり

二、造船従事員及職工の糊口問題
造船奨勵法實施以來爰に二十有餘年の歲月と一千數百萬圓の巨金を費して培養し來り今や漸く曙光を見んとする時代に達せし幾多の技術者熟練せる職工十數萬人を全く無職業状態に陥れ忽ち糊口を失ふに至らしむべく是れ社會問題として實に寒心すべき一大事件なり。

三、國防上の缺陷を生ずること

我私設造船所が全然閉鎖せざるべからざる運命に到達するとき船舶補充修理の途なく爲に陸海軍補助機關の機能を失ひ一旦緩急あるも直に用を爲すに適せず爰に國防上に一大缺陷を生じ實に由々數大事なり

四、船腹不足益々甚だしく經濟界のパニックを惹起すべきこと
今日我造船界は全力を盡して新船の建造に従事するも尙且つ船腹不足の聲高く備船料並に船價の昂騰は止る所を知らざる状態にして到る所滯貨夥しく物價は益々騰貴する許りなり此時に當り新船補充の道を斷たんか運輸機關の不足は時局以來勃興せる諸般産業の發達を阻害し經濟界の恐慌を惹起

するに至るべし

五、我新造船の七八割方は聯合國の用に供せらるること

試みに本年一月以來進水せる大型新造船の用途を尋ねるに其の大部分は英佛伊等聯合國側に買収せられ現に製造中又は製造契約中のものにして聯合國に買収せらるべき確約あるもの三十隻十八萬噸を數ふるを見れば我造船業の衰頹は忽ち聯合國の船腹減少に影響するや明にして米鐵禁輸の結果米國に於て増加する船腹は我國に於て減少することとなり差引何等利得する所なきのみならず寧ろ能率に於て米國に於ける未熟の新造船所よりは二十年來熟練せる我造船所を利用する方遙に優れるものあるは敢て我田引水觀にあらざるべし

六、我船腹不足の爲め今日海外に貸與せる備船を引上ぐれば其結果聯合國の船腹を減殺すること

我造船業萎縮せば忽ち我船腹の不足となり勢ひ海外に貸與せる二十餘萬噸の備船を我近海に引上げしめざるべからず之が爲め我近海の船腹を幾分緩和し得べきも聯合國は夫丈け船腹を減少し一層其の輸送力を減殺するは火を賭るよりも明なり
之を要するに今回米鐵禁輸の結果は聯合國船腹調節上に何等増加することなくして我國造船業には致命傷を與ふるものなり我造船業の根柢は尙頗る薄弱にして鐵材自給の方策は朝野の全力を注ぎて之が遂行を促むべきこと愈々緊切なりと雖も今俄に之が實行を見るに由なく米國に於ても國際商業の德義上既約品に對しては此際聯合國軍用品と看倣し之が輸出を許可すべきは自他生存上當然實行せられ然るべきものなりと信ず